



新民生第744号
平成30年2月16日

関東信越税理士会新潟県支部連合会
会長 様

新潟市市民生活部市民生活課長

「新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」の開始について

日頃、新潟市政にご理解とご協力をいただき、大変感謝申し上げます。

本市は、平成30年3月1日から、「新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を開始しますので、お知らせいたします。

当制度は、住民票の写しなどが第三者に取得された事実を本人に通知することで、不正な請求を未然に防ぐとともに、市民の人権やプライバシーを守ることを目的として、実施するものです。

制度の概要は別紙のとおりですので、趣旨をご理解いただきたく、また、会員の皆様へのご周知について、何卒よろしくお願い申し上げます。

<問合せ先>

新潟市市民生活部市民生活課

佐藤

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : 025-226-1013 (直通)

FAX : 025-228-2219

E-mail : shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等（以下「住民票の写し等」という。）を第三者等に交付した場合、事前に登録された方（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度です。

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否する、あるいは交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。また、第三者等からの請求が不正請求であったかを市が調査する制度ではありません。

- 2 登録受付日の翌日以降、第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付日から30日を経過した後、登録者へ「新潟市住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

- 3 次の請求は通知の対象になりません。

- ・登録者本人又は同一世帯員からの、住民票関連の証明書の請求
- ・登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者・直系尊属卑属からの戸籍関連の証明書の請求
- ・国又は地方公共団体からの公用請求

- 4 通知書では、次の事項をお知らせします。

- ・交付年月日
- ・交付請求者区分（請求者の種別）
- ・交付した種類
- ・交付通数

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報記載されません。

※ 新潟市個人情報保護条例に基づき、通知のあった交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、法人の名称や特定事務受任者【注】の氏名等を除き、第三者等に関する個人情報は開示しない場合があります。

【注】「特定事務受任者」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

- 5 住民票の写し等が不正に取得された事実が明らかになったときは、登録の有無にかかわらず、当該住民票の写し等の交付請求対象者に通知します。

＜お問合せ先＞

新潟市役所市民生活部市民生活課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL：025-226-1013（直通） FAX：025-228-2219

E-mail：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp